

<研究ノート>福地桜痴と漸進主義：東京日日新聞の社説を中心として

江田, 道雄 / EDA, Michio

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

80

(開始ページ / Start Page)

44

(終了ページ / End Page)

71

(発行年 / Year)

2013-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011312>

〈研究ノート〉

福地桜痴と漸進主義

—東京日日新聞の社説を中心として—

江田道雄

はじめに

福地桜痴は、明治初期に東京日日新聞の主筆・社長として活躍した。そして、漸進主義を唱えて、勃興期の新聞メディアに多大な影響を与えている。この時代において、新聞メディアはまだ知られておらず、福地のような海外渡航経歴を持ち高い教育を受けているという人材は少なかった。新聞は昔ながらの読み物というイメージが強かったのである。それを変えたのは福地であった。福地が主筆として東京日日新聞に加わったことで、政治的啓蒙が盛んになり、福地は大新聞と呼ばれる新聞メディアの発展に寄与した。当時の新聞メディアを通じて、福地の漸進主義を辿ることは、明治期の政治思想を知る上で意義深いと考える。

福地桜痴に関する先行研究として、柳田泉の『福地桜痴^①』や、小山文雄の『明治の異才福地桜痴^②』がある。これらは、福地の活動について多岐にわたり取り上げているが、政治思想に焦点が絞られていないため、本稿の指摘する漸進主義に言及していない。

政治思想を研究したものとして、坂本多加雄の『福地源一郎の政治思想^③』がある。この研究では、福地の新聞論説を中心として、その思想を解明している。士族と平民、国会開設論議や君主主権といった事柄を取り上げ、秩序を前提とした進歩の在り方が、漸進主義の意図するものであるという結論を導きだした。福地がいわゆる「御用記者」であるという評価に対して、福地の政治思想の特徴を見いだした研究であったといえる。しかし、その思想変遷につい

ては、十分に解明されなかったと考える。

本稿は、これらの先行研究をベースに、福地の漸進主義思想の変遷を明らかにする。具体的には、福地の漸進主義と関わりの深い木戸孝允の漸進主義はどのようなもので、福地の思想にいかにか影響したか。福地自身の漸進主義として、君権と民権をどのように考えていたか。天皇の存在は、いつ頃から漸進主義と融合したのか。最終的に、福地の考えた漸進主義はどのような思想として結実し、一方で挫折を味わったのか。これらを解き明かすことが、本稿のテーマである。

本稿では、福地の漸進主義思想を三期に分けている。第一期は、福地が東京日日新聞に主筆として入社した明治七年一二月から、三新法が成立した明治一一年七月までとした。第二期は、三新法成立後から明治一四年一〇月の政変までとした。この時期は、西南の役を最後として武士の反乱が治まり、民権運動が活発となった時期である。第三期は、明治一四年政変以降から、明治一五年三月に立憲帝政党を結成し、明治一六年九月に立憲帝政党を解散するまでとした。

さて、福地が新聞メディアの花形スターであれば、福沢諭吉は、西洋文明の紹介者、慶応義塾の創立者として名高

い。二人は、当時の双壁であった。福沢は、後世においても評価されており、教育や思想に多大な影響を与えている。^①

二人は、若い頃、幕府の通弁役の時期に知り合い交流をしている。しかし、その後の二人が歩んだ人生は対照的である。福地は、福沢が亡くなった時に、日出国新聞に寄稿し、「旧友福沢諭吉君を哭す^②」で、福沢の人生を評価するとともに、亡友に向って自身の人生の回顧を記している。福沢は、政治と一定の距離を置き、塾を開き、多くの門下生を育て他日の羽翼として、教育・思想界に名を馳せた。福沢は、福地に明治政府の官吏になることについて、「出て仕ふるも牛後に居るに過ぎるべし」と忠告したという。さらに、新聞を主宰するに当り、「政府と提携すること莫れ、提携せば必ず足下を誤らん」と、再び忠告したと福地は記している。漸進主義という思想を持ちながら、明治政府やその周辺の人々からどのように見られていたのだろうか。福地の漸進主義の挫折を考えることも本稿のテーマである。

本稿は、出来る限り福地が叙述したものに沿って彼の思想を考察することとした。特に、副題に掲げたように、東京日日新聞に福地が執筆した社説を中心に考察した。当時福地は自身を、「吾曹^③」(当初は我曹)という表現を用いて

社説を書いてゐる。この表現のある社説を、福地が自ら考えを述べたものとみなした。この考えを基に、福地が日報社の主筆となり、社説欄を創設した明治七年一二月から、立憲帝政党を解散した明治一六年九月までの社説を読みつくことによつて、福地の漸進主義思想の変遷を考察したい。

第一章 第一期漸進主義

第一節 木戸孝允の漸進主義

福地の漸進主義は、木戸の漸進主義が基礎となつてゐる。木戸は、明治四年秋から岩倉欧米使節団の副使として同行し、急進的な考え方から内治優先の漸進主義へと転換する。木戸の漸進主義は良く知られてゐるが、ここで整理しておく。

木戸は、明治九年五月に提出した「町村会の速行并に国会開設に関する意見書」⁽⁷⁾で、町村会を施行して国会開設へと漸進的に進むことを説いた。

独町村会の如きは然らず。道路堤防橋梁等凡各県の以て其民に課すべき所のものは、町に在るは町に議し、村に在れば村に議し、衆心共同して而後之を出さしむ。是今日最民に益ある者にして、他年其整備に従ひ漸く進みて以て区会県会に及び、終に国会に至らしむ。⁽⁸⁾

と述べ、人民に益があることとして、道路、堤防、橋梁といった事柄は、町村会で議論し、その整備を進めて、漸進的に区会、県会、国会へと至ることを説いてゐる。

また、明治九年一二月に提出した「内政充実・地租軽減に関する建言書」⁽⁹⁾の中でも、漸進主義的な考え方を述べてゐる。内政を良く修めるために、地租改正の施行を緩やかにして政府と地方の会計を異にすること、一切の民費は町村会を開き人民の協議によつて支出すること等を建言した。更に政府内に急進・漸進の二党があることを指摘し、批判してゐる。現在の政府が漸進党で在りながら、政策は急進的であると批判したのである。「所謂漸進なるものは如何。必や内政を修め能く其実情を得て、以て漸く進むものなり」と建言した。⁽¹⁰⁾

さて、東京日日新聞に入社するまでの福地の略歴を見ておこう。⁽¹¹⁾彼は、天保一二年、長崎の儒医福地荷庵の子として生まれた。本名は源一郎という。漢学、蘭学を学び、十八歳で江戸に出府し、英学者森山多吉郎に英書を学んだ。其の後、幕府に仕官し、安政六年、外国奉行支配通弁御用御雇となる。⁽¹²⁾文久元年と慶応元年の二度に渡り、幕府の使節の一員として渡欧してゐる。この際に現地で新聞記事の速報性、政治に関して世論を左右する新聞の力を体験

した。⁽¹³⁾ 大政奉還により幕府が倒れ、明治三年、大蔵省御雇となり、伊藤博文に従い渡米した。次いで、明治四年、岩倉欧米使節団に随行し、木戸孝允の知遇を得た。明治七年、官を辞して、東京日日新聞社に身を投じている。

福地は、「従来激烈の自由主義を喜びたる論者」、つまり急進主義的であったことを、「漸進主義を執りたる事」(『新聞紙実歴』⁽¹⁴⁾)の中で披歴している。そして、伊藤に随行した渡米中の明治四年、滞在先のホテルで「自由主義」的考え方を説破されて三日間にわたり議論したと記している。福地はこの時期を起点として漸進主義的な考え方を持ち始めたといえる。

「再び新聞記者たるの念を起こしたる事」(『新聞紙実歴』⁽¹⁵⁾)の中で、福地は岩倉欧米使節団に随行したことを次のように記している。

余は洪沢栄一氏の紹介にて初めて伊藤伯の知を辱くして、褐を政府に積き、米国に随行し、尋て岩倉公の一行に欧米巡回に随伴し、廟堂の上に於て諸公に知られるが、中にも此伊藤伯と木戸侯、井上伯、山県伯の四公に負う所の知遇は、廿余年來常に余が心肝に感銘して忘る、こと能はざる所なり。この知遇を得たる上に、其議論とても時に或は相合はざるもの往々にして

無きに非ざりしと雖ども、立憲君主制漸進の方向を執らざる可からずと云へる大本、大主義に至りては、固より其見を同くしたるを以て、親密も亦自から一層の深を加へ、此諸公の後に従つて以て我才を試んと欲したるは、余が当時よりしての素願なりき。而して此素願は期せずして東京日々新聞に於て顕はれたりき。⁽¹⁶⁾

と、福地は、伊藤博文、木戸孝允、井上馨、山県有朋らの知遇を得て、立憲君主制に向けて漸進的に政治を進めることが大本であるという点で意見を同じくしたと明らかにしている。そして、彼らに従つて才を試さんと欲したという。東京日日新聞は、その漸進の思想が基になっておりと記している。

一方、福地は明治一〇年六月四日付の東京日日新聞において、木戸が漸進主義を最初に唱えたことを、木戸の死去に伴う故人の経歴紹介の社説の中で次のように述べている。「故木戸、筆者註、以下同じ」公は、漸進立憲地方分権の首唱にして、而して最も自由を重んずるの大施治者たり由是觀之今日に至て、世人が最も仰望する所の者は、即ち公が夙に注目する所たるなり。蓋し公が始めて身を国事に起したるや勤王に出づ。此時に方て之れにあらざれば以て幕府を倒すべからざればなり。其

の始めて維新の政府に立つや極めて中央集権を務む。此時に方てや之れにあらざれば以て封建の余習を破るに足らざればなり。而して一事成り一業遂ぐる毎に乃ち眼を前途に注ぎ其海外に在るや、英米の国風を觀て立憲の政体美を善みし、仏国の現形を視て中央集権の弊を悟り、是よりして事々唯急進の施政を抑制し自由を保護せんことを務むる如きは、善く時務を知ると謂べきなり。⁽¹⁷⁾

つまり、福地は、「公は漸進立憲地方分権の首唱者」とし、木戸が政府の中で先頭に立つて漸進主義を唱えたこと明確に指摘した。木戸がその背景として、仏国の状況を知ることと、中央集権の弊害を悟り、急進の政治から漸進に転じたと説明している。

第二節 国家の安定

それでは、福地の考える漸進主義はどのようなものであったのだろうか。「漸進主義を執りたる事」(『新聞紙実歴』⁽¹⁸⁾)によると、東京日日新聞の主筆になった当初(明治十二年十二月)から、「急激なる革新説に反対」し、漸進の行政手段として、「先づ民会(町村会)を起し、夫より府県会を起し、夫よりして国会に及ぼす可し」と木戸と同

様のことを論じ、自由に関しては、「参政の自由もさる事ながら、先づ身体の自由、人文の自由を漸進に伸張して温和の進路に就くこと肝要なり」と論じている。

明治七、八年の政治状況は、台湾出兵により、日清間の葛藤が生じていた。木戸は明治七年四月に、台湾出兵に反対し、参議を辞職した。急進策に危険を感じたこの木戸の考えと、福地も同様であった。福地のこの歴史認識が良く出ている社説がある。明治七年一月六日付の東京日日新聞において、次のような認識と急進の弊害を説明し、漸進へ方向を転じることの必要を論じた。その要点は次の通りである。

行政の方向に、前進と守旧の二つがある。前進の中には、漸進と急進の二様がある。徳川幕府は、守旧を以て国安を二百年維持し、前進の為に覇業を一朝に失った。前進しながら滅亡するというのは、後世では理解しがたいだろうが、前進の機を誤り、前進の変を防ぐことができずに亡んだ。徳川氏は、前進の方向に於いて朝廷と競い、漸進が急進に勝てずに、その機に遅れてしまった。現在の政府は急進を以て常にその方向を定め、政体は封建を廃し、兵権を一つにし、租税を改め、法律を改革した。数年の間に、欧州が数十百年の歳月を費やしたことを成し遂げたことは、急進

の効果である。しかし、文明開化を追い求め、有形と無形との別を論ぜず、自己の学識を問わず、才智を顧みず、尽く移植して我が所有とし、財力を費やして、実際の効力を得ていない。これを進めれば、急進的に議院を起すことになる。清国との葛藤（台湾出兵）を生じた原因は、急進にある。しかし、急進の賭博的方法は危険である。国安を永久に維持するには、漸進に方向を転じ、我が人民に実務の開花を移植することである。急進の弊害から日本人民が不満を懷き、政治に厭き、変を期待してフランスやスペインのようになることを、しっかりと考えるべきであると福地は論じている。⁽¹⁹⁾

こうした社説を読むと、福地の政治思想の基本は、「国家の安定」であったと言える。

欧米列強から日本という国がいかにかに文明を進歩させ独立を守るかということであった。

福地は、前進を考える派の中に二つの党が在るとした。それが急進党（ラジカルパルチー）と漸進党（リベラルパルチー）である。⁽²⁰⁾

福地は、後藤象二郎や板垣退助らの急進的民権派を批判している。明治八年一月六日付の東京日日新聞社説で、「飽までも其党の方向たる急進を以て政務の實際に施さんこと

を欲し、其名を民選議院に仮り、以て政府に立ちたる漸進党の権威を抑制せん事を企てたるは、猶ほ薩長の藩士が尊攘を唱へて幕府を圧倒せんと謀りたるが如しと臆測せり」と述べている。また、「学問と文章とを以て自己の私憤を発する而已、故に其民権を重するは論の客にして、政府を悪むは論の主なりと云わざるを得ず」と断じた。更に、「私憤より生じたる「アンチゴウルメントパルチー」と云わざる得んや」と明快に述べている。⁽²¹⁾つまり、福地は、「国家の安定」という視点から、後藤・板垣らの急進性を批判したのであった。

第三節 愛国と平民

福地が「国家の安定」のために必要なこととして説いたことは、士族の力によるのではなく、平民の気力育成によるのであり、人民の独立気象によらなければならないということであった。そのためには、「愛国」という自国を愛する気持ちを人民が持つことを、福地は望んだ。それが民権を考える上での基礎であり、その上に人民の自治が育つと考えた。これらを社説によって検証しよう。

明治七年一二月二日付の社説で、「愛国」とは英語の「パトリチズム」のことであり、「勤王」の「ロヤルチー」と

は異なる。「勤王」とは、君主に臣民が尽くす忠義である。攘夷せよと命じられれば、日本が焦土となるというリスクも考えないで、命じられるままに行うようなことであると述べている。一方、「愛国」は、自国を愛すること、君主が替るうが、政体が変わるうが、それとは関係なく、身を以て国に奉じることである。要するに、民権を重んじること志す日本人であれば、「愛国」を持つことであると論じている。⁽²²⁾

さらに、同日付の社説で、「愛国」について次のように述べている。

日本人は、稍もすれば、独立々々と口癖に唱ふれども、何の根理を以て今日まで此独立不羈の一帝国を維持したるか、又何の根理を以て将来を維持すべきか深思して之を推究せざる可らず。蓋し其根理に二つあり。曰く勤王、曰く愛国、維みるに今日までの根理は、彼洋学者が嘲りたる勤王の一語に在れども、将来の根理は愛国の一語に在るべし。⁽²³⁾

つまり、独立の根本は「愛国」にあると説いた。さらに、同日付の社説の中で、愛国の念が育っていないと指摘している。

我曹は固より愛国の勤王に勝る万々なることを知れと

も、現時日本の開化にて進歩せば、我曹恐らくは勤王の念は二十年を出ずして消滅し、愛国の念は百年を待つとも生ぜざらんことを是豈に開化の真面目ならんや。我曹が日本の開化を吊悼するの一なり。⁽²⁴⁾

と、このまま開化が進めば、勤王の念は二十年足らずで消滅し、愛国の念は百年立つても生じないと論じている。

福地は、倒幕運動における勤王の観念（イデオロギー）を、今や愛国の観念に変えるべきと主張したのである。そして「愛国」は士族でなく「平民」の中に育てたいと考えていた。彼自身が吾曹平民と社説の中で述べているように、⁽²⁵⁾ 平民を強く意識していた。

明治八年四月一五日付の社説にあるように、日本の三千二百万人の中に士族はわずかに五十万戸より多くなく、平民は八百七十七万戸より少ない。士族の精神に依存して国安独立を図るべきでないというのが、福地の考えであった。⁽²⁶⁾

加えて、福地の文明という視点は、単なる表面的な文化や制度を取り入れる「有形開化」のみではなく、思想や礼楽、文学、信仰といった「無形開化」にあった。⁽²⁷⁾

日本の独立を維持する中核的担い手は誰か、という論争が報知新聞との間であった。⁽²⁸⁾ 報知新聞は、日本の平民は無

知無力であるので、独立を維持し民権を回復するには、士族の知力に依って刺激することが良いと主唱した。これに對しての福地の反論が明治八年四月八日付の社説である。

報知子曰く、日本の平民は無知無力なり独立を維持し民権を回復するには、士族の智力に籍りて刺戟を施さざる可からず。吾曹曰く、平民は忠良切実なり、圧政を脱して此氣象を伸張せば、以て独立を維持し民権を回復するに足れり。士族の擾攪を偈るを要せず。⁽²⁹⁾

つまり、福地は、平民は忠良切実であり、それは歴史から来ており、それは向上するもので、平民を中心に独立を維持すれば良いと論じた。

愛国心を持てるのは平民であつて士族ではないという福地の考えは、「一家の生計を立てる」という考え方に基づいている。これについて明治八年九月一六日付の社説を挙げる。

開化諸国の人民が愛国心を以て自国の独立を維持するの状況を見るに、一身を愛思するの念は以て一国を愛思するの資本となり、一家を独立するの計は以て一国を独立せしむるの基礎と成れり。而して、顧て之を我邦に徴すれば太た是に異なり。愛国の志士は必ずしも愛身の人に非ず。何となれば、一身を愛し一身を独立

するの人は農工商なる平民に多く、一国を愛し一国を独立せしめんと企望する志士論者は士族に多ければなり。⁽³⁰⁾

と、愛国心は一身独立の氣象の人でこそ發揮できると福地は考えた。その一身を愛し一家を独立させる人は、農工商に従事する平民に多く、平民を中心として愛国心を育成すべきであると論じた。平民に愛国の志がないのは、これまでの習慣から来るもので、一朝には發揮できなくとも、教育の功を重ねることで育むことができると考えていたのである。⁽³¹⁾

では、福地は士族をどのように考えていたのだろうか。士族は、国を愛し、一国のことを論じても、開化諸国の人民のように身を保ち、家を保ちつつ国の独立を図ることがないと福地は考えた。そして、板垣や後藤らは征韓論に敗れた自己の私憤から政府を憎み、「アンチゴウルンメントパルチー」になつてしていると論じている。⁽³²⁾

さらに、明治八年三月二三日付の社説で、福地は、士族の家禄は家産と認めないと述べている。家産や歳入がある人に代議選挙の権利があると述べているのである。⁽³³⁾

俸禄に三種あり。曰く月給、曰く賞典、曰く家禄即ち是なり。「中略」家禄に至りては固より給金に非ず。

又褒美にも非ざれば何と反訳すべきか。強いて比例する所を求めば恐らくば御情の仕送り貧院の寄附に類似するに至るべし。(中略)家産歳入ある富良と同等なる代議選挙の権利を有せしむべき理あらんや。⁽³⁴⁾

と、士族の家禄は給金とはいえないと論じている。仕送りや貧院に対する寄附に類似し、したがって士族に代議選挙権はないとまで主張したのである。

明治八年三月二七日付の社説では、士族は「其精神なるものを活用して、道徳芸術等の事に委ねて、平民教育の補助を成」すか、「家産を有する良民と成りて才智勉強の実効ある事を示」して、「平民の康福を勧奨するの方向」になることを祈ると言説した。⁽³⁵⁾

第四節 自治の精神

福地の唱える漸進主義は、この愛国心の育成と、「身体」「人文」の自由精神の養成と地方自治の義務が結びついている。福地は、明治八年一月八日付の社説の中で、日本人は明治維新後、敬崇の良心はたちまち衣冠と共に消滅し、勤王の志を持っている人は少なくなつたと慨嘆している。その人民に急成に参政の自由を与えれば、節度がなくなり国が混乱すると指摘している。それに代わり、漸次に「身

体」「人文」の自由の精神を養成して、天然の愛国心を起し、真正の勤王の志を作り、最終的に君民同治(立憲君主制)の段階に到達させる。そのために、まず区会、府県会を開くことを進めることであると説くのである。⁽³⁶⁾

同様に、明治八年一月二〇日付の社説で、自由の養成と自治の義務を次のように論じている。

急成の為に自由の期望を過ち自由の節度を謬らんことを畏れ、漸次以て国会に至らんと欲し、地方民会を興起するを以て第一着手と成し、実際に於て自由を養成し、徐に自治の義務を知り、民権の回復を得せしめんと望むなり。⁽³⁷⁾

つまり、福地は、漸進的に自由を得ること、またその自由に対する義務として、自治があることを説いた。「自治の精神」が漸進主義と結びついていた。

明治九年一月二〇日付の社説で、福地は、「人民にして自治の精神なき間は、其の結果なかる可しと信ずればなり。故に曰く、人民にして自治の精神を得ば、国会を今日に起すも未だ速しとせず。之を得ざれば、百年を待つも亦遅しとせざるべし」⁽³⁸⁾と記している。つまり、人民が「自治の精神」を得れば、国会開設は今日でも起こすことができるが、そうでなければ百年立っても国会開設は遅くないと論じた

のである。

では、福地はこの地方分権と中央集権との関係をどう見ていたのだろうか。明治八年八月一日付の社説で、福地は、中央集権と地方分権はどちらかに過度に出ると国が衰退すると述べている。中央に政権を置き、富を集め、人材を集めて、全国の人民を常に中央政府の欲することに従わせることは、「一時の権道に行う可し。永久の正道の行う可からず。何となれば、中央集権の甚しきが為に、或は人民愛国の士念を殺き、或は人民独立の気象を挫く」ことになるからと論じている。⁽³⁹⁾

そして、明治八年八月一八日付の社説で、福地は、集権と分権は政体上においてではなく、国勢に依ると論じている。フランスを例に挙げて、封建と君主専制、共和と政体は変わっても、国勢は集権であったと捉えている。これに対して、日本がフランスのように過度な集権国家となることを案じたのである。徳川の治は分権であり、明治になり集権が過度となり、東京に富や人材が集まっている。ある一定以上のことは、中央政府直轄にして国会で議論するが、ある一定以下の事項は、県会、区会、町村会で各々議論すべきと主張した。⁽⁴⁰⁾

第二章 第二期漸進主義

第一節 保守精神の回復

明治十一年七月にいわゆる三新法が制定された。地方自治を求めていた漸進主義にとって、一つの進展であった。福地は明治八年五月の第一回地方官会議において、木戸孝允を補佐して書記官として加わっている。この際に公選民会創設案は否決され、民会は区戸長会を以て構成されることが決まった。福地は、明治八年七月三〇日付の社説で「民会は人民が之を必要とするに與り、直接に於て以て国会の地歩を成」⁽⁴¹⁾すとして、民会創設を主張していた。しかし、官選の区戸長会に決まってしまったことを、明治十二年一月二一日付の社説で、「漸進主義は再び官権主義に敗衄を蒙りたる」と振り返っている。こうした経緯の中で、ようやく明治十一年四月、第二回地方官会議が開催された。福地は、伊藤博文を助けて再び書記官として参加した。明治十二年一月四日付の社説「明治十一年記事本末」である。

明治七年以来の立法会議論は其急漸の二義に分れたるを問はず、俱に公衆の権利を拡張し、人民の自由を伸張するに従事し、十一年に至りて初めて其目的を達し、十二年よりして漸く其成果を實試せしむる者なり。然

則ち此新法を制定せられたる明治十一年は独裁政体と立憲政体とを分画するの大段落を活歴史に分明するの歳にして、尤も改進黨論者が記念すべきの歳なりと云うべし。⁽⁴³⁾

と、福地は、明治十一年は独裁政体から立憲政体へと分岐する画期的な年であったと評価している。

そして、府県会が各地方に開設されたことによって、明治十一年一月一七日付の社説で、「初めて天稟の権利を保有」でき、「漸進主義論者が勝ち、社会に占ぬる時」を迎えたと述べたのである。⁽⁴⁴⁾ 明治十一年一月二二日付の社説では、福地は「第二回の維新」と称しているが、それは、明治十一年の西南の役で土族の反乱が治まり、「守旧党」による保守回帰の不安がなくなり、その後三新法制定による府県会の公選によって、「漸進主義を国是」として進展したことを評価する考えからであった。⁽⁴⁵⁾

府県会が開設され、漸進主義は国是となったと福地は考えたが、民権運動により国会開設の要求は激しさを増した。この時期以降、福地の漸進主義は木戸の漸進主義から独自の発展を遂げていった。それはかつての「保守党」と異なる保守精神の回復である。

明治十一年一月二二日付の社説で、「保守の精神は、国

家を維持するに当りて尤も不可欠の精神なれば」と述べている。同日付の社説には次のようにある。

今は守旧党已に平ぎたれば、保守の精神を回復して以て改進黨に調和し、夫の理論一辺に偏倚するの単一思想を抑えて實際練熟の思想を得るを是れ望み、我国をして立憲政体に至らしむるの緊要の改進黨は漸々其域に達するの秩序を整へ、習慣故例の茲民に便益なるは、漸く之を保守して之に安堵せしめ、遂に理論実務と相和して国会設立の度に至るを勉めは、庶くは漸進主義を全くするに背かざらん乎。⁽⁴⁶⁾

と、福地は、守旧党を抑えた後は保守の精神を回復して改進黨に調和し、立憲政体に至ることを新たな漸進主義として主張した。特に、理論一辺倒になっている急進の民権運動が国家を不安定にさせることへの危惧である。

では、保守の精神とは何であろうか。福地は皇統を挙げ、天子は神種であり、日本は君のしろしめす国で、皇統を万世無窮に奉戴するという考えを唱えている。国を敬う美德が愛国の精神となり、日本の独立維持に繋がるという思想である。以上が、福地の新たな漸進主義思想の要点である。

明治十一年三月一三日付の社説「皇統を万世無窮に奉戴するの義」の中で、福地は憲法を制定する上で憲法第一章

は、「日本は日の神之御子の知し召すべき国なり、皇統に非ざれば天子の位に即かせ給う可からず」とし、「帝位は臣子の覬覦すべきにあらざる」を明文化すべきであるとした。更に、福地は、同日付の社説で「天子は国法の及ぶ所にあらざれば、悪を成し給うべき御身に御座ませず、政刑の責は大臣の国民に対して之を任ずる」として、大臣が国政の責任として、如何なる事でも「帝位は怨嗟の集るべき所にあらざる」と無答責であることを明らかにすべきと主張した⁽⁴⁸⁾。これが、福地が唱えた「皇統を万世無窮に奉戴する」という考えを法文化したものである。ここに漸進主義は、保守と結び付き、愛国の中心となる天皇の憲法条文案を生み出した。

西洋の文化や制度を移植する中で、日本の独自性を皇統に求め、君主は神種なりという思想と結び付き、皇統と民権が漸進主義の中で融合していったといえる。

第二節 王道の顕彰

福地は、民権に対する不変の存在として皇統を挙げたが、明治一三年三月二七日付の社説「民権は王道たるの論」では、民権の伸張と君権との関係を述べ、「王道」という言葉を用いて、民権論者の民権の考え方を批判した。民権は

人民の権利であるが、どうして人民の権利を伸張することが必要としているのかと疑問を呈している。民権論者は、「君権の専擅に向て人類固有の権利を防御するが為に」と言うが、日本は「君権抑圧の時運にして上下相離れ、君民相乖」き、「君主を怨望す」るの状況にないとして批判したのである⁽⁴⁹⁾。

福地の認識は、「聖天子は万機公論に決すべしと誓せ給ひて、「漸次に立憲政体に至らんと思召」して、「斯民と共に歩を立憲政体の域に進まんとの叡慮」を有しているのであり、民権論者の民権の主張は日本の独自性に相応しくないと論じている⁽⁵⁰⁾。同じく明治一三年三月二七日付の社説でも次のように論じている。

吾曹謹て民権の二字を廃棄して、之に換るに王道の二次を以てし、以て公衆に告げて曰く、立憲政体は王道なり、叡慮の望ませ給う所なり。吾曹臣民は此の叡慮を奉戴して王道を顕彰して、以て我天稟の懿徳を好すべし⁽⁵¹⁾。

と、民権の文字の代りに、「王道」の文字を用いることを唱えた。

さらに、明治一三年四月一日付の社説でも、「皇極」と「民極」という概念を出して民権論を批判し、日本の独自性を

論じている。「皇極」を建て、聖天子は大政を国会の議決に附して、叡慮のもとに政を治めて、人民は「民極」を作り、国会に立法の政権を保有することを唱えた。こうして「皇極」と「民極」との併立関係を明らかにし、「王道を顕彰する」ことを基に、福地は国会開設の前に憲法を制定することを説いた。⁽⁵²⁾

明治一三年三月一八日付の社説では、「人文の権利、保身の権利等」、つまり人民の権利は、国会ではなく憲法に依って確定されると述べ、まずその制定を経てから国会を開設すべきであると論じている。⁽⁵³⁾これは、急進論者による国会の混乱を恐れていたからと考えられる。同日付の社説には次のようにある。

国会は憲法に拠りて開設せらるべし。憲法は国会の爲に制定せらるべき者に非ざるが故に、吾曹は茲に我大日本帝国の憲法を今日に制定するを以て、漸進の大主義なりと明言する者なり。⁽⁵⁴⁾

と、今はまず憲法を制定することであり、それが漸進の大主義であると福地は重ねて明言した。

これらにより、福地の漸進主義は、民権論者の考え方とは異なり、国会開設の前に憲法を制定して人民の権利を確保することを優先していることが分かる。さらに、民権の

代りに「王道」という言葉を用いて、「王道を顕彰する」ことも、福地の考える漸進主義であった。

第三節 寡人政治と自由政党の大主義

明治一四年七月に開拓使官有物払下げが、「東京横浜毎日新聞」などによって報じられると、「東京日日新聞」の社説は大きく変化した。「寡人政治」という言葉で内閣の責任を問い始め、福地の漸進主義は、急進勢力との結びつきを強めた。

東京日日新聞と福地が頂点を極めた時期でもある。「新聞営業に利益ありし事」(『新聞紙実歴』⁽⁵⁵⁾)の中で新聞紙の発行部数に触れている。明治八、九年頃は、七千から八千部の間であり、十年の西南戦争により一万部を超えたという。明治一三年末から一四年半ばになると、一万二千部へと部数が伸張し、「余が社長たりし間の頂上にてありき」と述べている。

福地は、官有物払下げについて、明治一四年八月一日付の社説「開拓使のこと怪しむに足らず」の中で、そもそも大臣数人の議決を以て決まる「寡人政治」の政体では免れないものだとして批判している。「寡人政治」においては、「主治者が自から人心の畏るべきを知り、自から輿論の重ずべ

きを知りて被治者と共に開進の自由を謀るに在るのみ」で、統治者がそうしなければ、国民は如何ともしがたいと論じている。こうした問題を無くすには、「寡人政治」を止め、立憲政体を成立させ、「早く国憲を制定し、早く国会を開設せしむるに若かざるなり」と説いている。⁽⁵⁶⁾

明治一四年八月二五日、福地は新富座において、「開拓使官有物の処分併て財政を論ず」と題して演説会で講演した。その中で、より痛烈に「寡人政治」の在り方を批判した。「寡人政治」は情実より組織された廟堂で、「一概に内閣の過なり、廟議の誤なりとのみ申さんは、却て識者の為に本を棄てて標を論ずるの嘲を招くの恐あるべし」として、「寡人政治の因」を治すべきと論じた。そして、「寡人政治を止め立憲政体を見るに至らんこと疑を容るに及ばざる歟」と結んでいる。⁽⁵⁸⁾

同年九月になると、さらに批判を強めて、内閣責任を追及した。⁽⁵⁹⁾ 加えて、明治一四年九月二四日付の社説「内閣の情実」の中で、大久保公の時は大久保公の主宰であり、主宰責任の内閣であったが、現在は「薩長連衡の連立内閣」であると述べ、「内閣の情実は薩長連衡の連立内閣を以て寡人政治を保障するに出来るものに非ずや」と政権を寡占する薩長両藩閥指導者を批判した。⁽⁶⁰⁾

こうした批判をする中で、福地は明治一四年九月二一日付の社説で、「自由政党の大主義」を主唱している。ここに漸進主義は大きく方向を変え、全ての自由論者の合同を説くこととなった。同日付の社説「自由政党の大主義」には次のようにある。

政党を團結し其勢力をして益強盛ならしむるを欲せば他無し。大主義既に同じきときは小節目の異なるが如きは敢て之を問はざるべし。⁽⁶¹⁾

と、福地は政党が大同團結し、その為には小異を棄てることを説いた。

また、福地の言う自由論者間の小節目とは、一院制か二院制か、普通選挙制か制限選挙制かといった差異であったことが次の文章から分かる。同じく明治一四年九月二一日付の社説である。

吾曹が小節目とする中の最も大なる問題とするものを挙げてその一例を示せば、国会を開設するに就て甲論者は、議院は一局議院の法に従う可し、議員の選挙は宜しく普通選挙を用うるべしといひ、乙論者は二局議院を用うべく分限選挙の法を可といわん。斯く甲乙の二論者が国会の組織に就ては異同ありといえども。国憲を制定し、国会を開設し、君民同治の政体を以て寡

人政治に代はらしめんとの大主義は敢て殊異なきなり。⁽⁶²⁾

こうして福地は政治の刷新を主唱して政府攻撃を続けた。そして遂に、明治一四年九月三〇日、太政官記事印行御用を辞退することとなる。この時の明治一四年九月三〇日付の社説「太政官記事印行御用を辞するの主意」では、御用と記載することで、政府系新聞、半官新聞と思われ、報酬として補助金を国庫より得るといったことが噂され、そのような誤解を防ぐために「御用」を辞すると理由を説明している。⁽⁶³⁾同日付の社説には次のようにある。

吾曹が廟議攻略に於けるや其輿論に適するものは、之を協賛し、其輿論に適はざるものは、之を討議し敢て誹議せず、敢て諱避する所なきは、向後とても既往に異ならざるべし。⁽⁶⁴⁾

と、福地は新聞メディアの報道精神として、民意への適不適を中心とし、政府からの独立を宣言したといえる。

これは政府との間合いを取るポーズであるとする見方があるが、福地の回顧録である「内閣諸公と疎遠になりし事」⁽⁶⁵⁾（『新聞紙実歴』）では次のように釈明している。

内閣の施政は日々に遅緩し、開拓使官有物払下一条の説あるに至りて、余は実に在廷諸公に望を失ひたり。

諸公みな是れ不世出の英雄なるに、何故に政府をして斯の如き状況に在らしめて是を傍観せらる、か。此状にては余が年来諸公に望を属したるも徒為にてありけるよな。好しさらば余は一個の筆を以て大いに国家の為に試る所あるべきぞと決心し、⁽⁶⁶⁾

と開拓使官有物払下げの件に関する政府諸公への失望と印行御用辞退の理由を説明している。

こうして福地の漸進主義は、寡人政治に対して民権運動と共同歩調を取ることに舵を切り、「自由政党の大主義」という形で立憲運動を展開し始めた。

第三章 第三期漸進主義

第一節 皇極・民極と主権論

明治一四年一〇月一二日、国会開設の詔が出された。福地は寡人政治を批判して民権派に傾いていたが、再び政府寄りに舵を戻すことになる。

その経緯を「日報社の組織を変更したる事」⁽⁶⁷⁾（『新聞紙実歴』）で記している。立憲政体を君主制且つ漸進的に進めるといふ本来の福地の思想に戻ったともいえる。福地の懸念は過激な民権論者による国の混乱であり、それにより日本の独立が危うくなることであつた。福地は自分自身を「余

は、原来忠孝主義の教育を幼少より受けて成業したる学人なり。歴史上の觀察に養はれて、急激の革新を是とせざる論者なり」と述べ、「暴進と保守とは孰れか、急進と漸進とは孰れか、民主制と君主制を孰れかと比較して問ひ来れば、余は寧ろ保守、漸進、君主制を執るの政論者なり」と説明している。⁽⁶⁸⁾

さらに、一四日の国会開設大詔後に伊藤博文に説明を求めて、大きく方向を変えた。伊藤から「足下は此大詔に満足したるや否⁽⁶⁹⁾」かと問われ、福地は次のように答えたという。

僕は大隈君の如く十六年を期して開設あれよと望む程の急激論者には候はねども、明治二〇年には其準備必らず行届くべしと信じ候ふなり。「中略」廿三年の期は恐多くも御聖断に出させ玉へりと承はつて候へば、謹で悦び畏り奉つて候ふなり。「中略」僕は原来憲法會議を設けられて国定憲法たらん事を望める者で候ふなるが、是とれも欽定憲法の觀念にて御座します以上は、「中略」臣子の本分謹で其欽定を待ち奉り、是に服従するの寸毫の異議は有るべくも候はず⁽⁷⁰⁾、

ここで分かることは、福地は当初、国会開設を明治二〇年頃、憲法は国定憲法と考えていたが、明治十四年に御聖

断が出された上は、それに従つたということである。

加えて、福地は井上馨、山県有朋とも会い、「諸公に従つて同じ進路に就べし」と考えを変えたことを述べている。

では、再び保守へ回帰した福地の考え方とは一体どのようなものであつたのだろうか。皇極、民極、主権について、福地は明治一四年一月二日付の社説「皇極論」で次のように延べている。立憲政体とは、「皇極を建て民極を作し王道を顕彰するの政体」と考えていた。当時、守旧論者は「立憲政体には幾分の合衆共和政治の種因を含蓄するものなり」と考えており、国会開設の日に至れば、民衆中心の共和政治になることを危惧していた。⁽⁷²⁾同日付の社説には次のようにある。

立憲政体と共和政治との差異を分明に画線するの一大経界と云う乎。曰く主権即ち大権の誰が手に掌握せらるる乎を論定すること第一主眼なり。立憲政体に於ては大権その一帝一王の掌握せらるる所たり。共和政治に於て国民一般の掌握する所たること、即ち動かすべからず擾すべからざるの一大経界なり。⁽⁷³⁾

と、福地は立憲政体と共和政体の区別は、主権を誰が握るかにあると述べている。そして、その主権は、立憲政体において一帝一王、すなわち日本においては天皇が掌握する

ことと論じた。福地は、共和政治になれば社会が混乱する
と考えており、立憲政体こそが、国家の幸福と繁栄の基本
と考えている。

また、明治一四年一月五日付の社説「民極論」で、民
極を作ることが「君民共に享有する所の国家の幸福繁栄の
基本たる」という考え方を示した。そして、民極とは「世
の所謂民権を表する議院を設けるを言うなり」と述べ、
議院を設けるとは「国会是なり。此国会議院は、君主の議
政に參與して、国民の利権を謀るが為なり」と説いてい
る。⁽⁷⁴⁾

福地は、明治一四年一月八日付の社説「皇極民極余論」
で、君権と民権の範囲について言及しており、君権を以て
処断すべき政務は外務であるとした。武権も、陸海軍と
も、君主に属するとして、「武官の職は、尊王愛国に在る
を以て君主の命に服従するの義務あり、而して政治に干渉
するの自由無し」と天皇による軍の統帥と軍の政治干渉の
排除を説いた。⁽⁷⁵⁾ 司法権や行政権も君主に属すると考えてい
た。民権論者が言う内閣は議院より公選し大臣参議を議院
より選ぶとしたが、そうした考えは、もつてのほかと福地
は言う。結局、「立法、行政、司法の三大権はみな君主特
有の権にして、其中、立法権の内治に関する事のみは、国

民の与かり知る所」とすることが、立憲政体の本分である
と主張している。⁽⁷⁶⁾

これを見ると、福地の考えは大分君主権が強いといえる。
これを福地自身も認めており、「甚だ皇極即ち君権に傾ふ
くに似たりと雖とも、其皇極に傾ふく所が即ち立憲政体本
来の面目にして、共和政治と大いに別異なる所」と説明し
ている。立法、行政、司法の三権が共に国民に属していた
フランスやアメリカの共和政治とは一線を画する考え方で
あった。そして、「大英国を視よ、其君主に属するの権を
国民の其政に参与することとは、即ち吾曹が前に陳ぶる所
と異なるなきの制を用ふるなり」と、英国の制を模範とし
ていた。⁽⁷⁸⁾

明治一五年一月、主権論が大きな議論となった。のちに、
『新聞紙実歴』で「主権論苦戦の事」⁽⁷⁷⁾を執筆しているが、
福地は主権論で苦戦を強いられた。福地は、君主国の主権
は独裁政治か立憲政治かに係わらず、常に君主に在りと信
じていた。世論もこれに異議を唱えることはないと考えて
いたが、社説で公にしたところ、論敵に困まれてしまった
のである。福地批判論の多くは、立憲国の主権は議院に在
る、主権は君主と議院の間に在る、君主は主権の一部を分
有するに止まるといったもので、「要するに主権在君主説

は独裁の事なり、立憲の事に非ざるなり」と批判されることとなった。

英国の議院制を念頭に置いて主権論を述べ批判されたが、のちに成り、立憲政治にも君主制と議院制の二者があることが明らかになったという。「議院制を行はざる立憲国に在りては主権の君主に在るのは勿論なりと云ふ説を得て、初めて豁然開通し、余が諸新聞と論じたるや、彼は議院制を主張し、我は君主制を維持したるを以て、乃ち此説を公にして世論に向ひたりし」に、諸新聞から反対説が出なくなつたという。こうして、福地は皇極、民極、主権を明らかにした。明治一五年二月二四日付の社説「主権余言」では次のように述べた。

吾曹曩に皇極、民極の二論を作り、次て主権論を作りて、以て我国の主権は明治廿三年国会開設の後と雖とも、我聖天子の掌握し給う所たり。是れ立憲帝政の共和政治に異なるの一大経界たること開陳せし。

これにより、福地の漸進主義は、共和政体とも英国の立憲制とも異なる「立憲帝政」、すなわち立憲天皇制とでもいべき考え方に結実したのである。

一方で、福地は政党新聞への改変を進めた。先の長州閣指導者としてこれまで示し合わせた行動であるのかは検証でき

ないが、福地の行動は彼らから容認されていたと推測する。

この頃の官報創刊の経緯は、『メディアと権力』⁽⁸³⁾が詳しく触れている。これによると、社説を政府から提供して掲載させる官報新聞案と、社説を載せず純粋な官報とする案とが協議され、後者の純粋な官報創刊案が確定した。政府は明治一四年一二月二日に「官報新聞設立の儀」を内決している（『保古飛呂比』同日の条）。加えて、政府は官報創刊準備と並行して、政府系新聞の育成に乗り出したという。

明治一四年一二月、福地は東京日日新聞を経営する日報社の株を一手に買い取り、新たに漸進立憲党の主義に賛同する株主に限るように改組した。これにより、東京日日新聞が政府と同じ漸進主義であることを鮮明にしたのである。

明治一四年一二月二〇日付の社説「日報社の組織を明らかにす」には、組織改正の主旨が書かれている。これによると、政府系を示唆することは当然述べられていないものの、「此の新聞をして漸進立憲の新聞たらしめんと冀う」とし、「皇極論、民極論に在るを以て、読者諸君は、此の両論は漸進立憲党の主義なり、而して我日日新聞は此の政党の意を表すべきの新聞紙なりと、信せられんことを切望するなり」と、事実上、親政府系主義を執ることを明らかに

にしている。⁽⁸⁴⁾

第二節 立憲帝政党と国体

立憲帝政党は、明治一五年三月に結成された。保守派の『明治日報』の創刊者である丸山作樂も立憲帝政党に加わった。ここに漸進主義は、小異を棄てて大同に就くという形で保守と結びついたといえる。

明治一五年一〇月四日付の社説「反対党に望む」の中で、福地は、立憲帝政党は「漸進保守の二党が互に其小異を棄てて大同に由て合し、秩序と進歩の併行双施せんことを望み、尊王愛民の大義を唱え」て、「改進自由の主義」に対して結成されたと述べている。⁽⁸⁵⁾ 一方、福地は、保守の定義を明治一四年一二月二八日付の社説「政党を区別す」の中で次のように説明している。明治日報は保守主義の新聞で、保守の支持者は華族、僧侶、神官、士官、士族、軍人、豪富である。その思想は、「皇室の帝権を皇張せんには立憲政体は有害なりと論」じ、「府県の制を非なりとして、昔日の封建に復さんことを望む」派であるという。⁽⁸⁶⁾ 福地は保守派をこのように認識しつつ、行動を共にしたのである。

では、立憲帝政党の綱領はどのようなものであったのだろうか。明治一五年三月二〇日付の社説「立憲帝政党」を

読むと、まず最初に皇統を中心とした国体を保守し、外に對して国権を拡張し、秩序と進歩を併行して求めて国安を維持し、改進を計画することを目指すという。⁽⁸⁷⁾

次に、二十一ヶ条の綱領から主なものを挙げる。⁽⁸⁸⁾ 第二条は、憲法は聖天子の親裁として欽定憲法とすること。第三条は、主権は聖天子の独り総攬とすること。第四条は、国会議院は二院とすること。第五条は、代議人選挙は制限選挙とすること。第六条で、国会は国内に限定して法律を議決する権利があるとすること。第七条は、聖天子は国会の議決を制可とする、若しくは制可せざるの大権を有すること。第八条は、陸海軍人の政治干渉を禁ずること。第九条は、司法官の独立。以上である。

綱領には、二つのポイントがある。一つは、当時の伊藤博文らの政府指導者と一致した考えを反映していると推測されること。第二は、天皇の主権を基本とし、国民を代表する国会の権利は、国内の法律制定の範囲に制約されることとしておりである。第二の点を更にと考えると、万世一系の皇統を奉戴することを国体とし、皇統を中心に国の安定を図ることを意味しているといえる。なお、その際に、軍人の政治干渉は排除していた。

福地は、立憲帝政党の綱領が政府指導者と主義を同じく

することを、当時の社説で繰り返し述べている。立憲帝政党は政府の与党であり、東京日日新聞はその与党的新聞で、政府を助けるものであると信じていた。

政府の指導者と主義を同じくすることについて福地が述べている例を二つ挙げる。ここでの政府指導者とは、福地が親しくしていた専ら長州閥の伊藤博文、井上馨、山県有朋らと考えたい。

明治一五年三月二四日付の社説「三月廿一日新富座に於て演説」には次のようにある。

我が党議の綱領は我党これを議定したる後に於て、政府の大臣、参議諸公に捧示し、抑も我の主義とする所と廟堂の主義とせらるの所との間に趣意を異にする所ありや否と問ひ参らせたるに、更に異なる所なしと答へられたるに由り、我党は篤く内閣諸公の語を信じ、独り我党のみ廟堂の主義は我に同じと認むるのみならず、諸君も亦同じく吾曹の語を信じて之を同じと認められんことを望むなり。⁽⁸⁸⁾

と、福地と長州閥指導者との親密な関係を公表している。

次に、明治一五年三月二五日付の社説「立憲帝政党議綱領を読む」を挙げる。

今日の内閣の主義とせらる、所は此の綱領に異同あり

や否、若し異あらば請う之を明示し給へと望みけるに、内閣諸公は立憲帝政党の綱領と内閣の主義とは尽く同一なり、内閣も固く此の主義を執て動かざる者なりとは答へられたりと云へり。此言や現に我社の福地、岡本「武雄」の二氏も其席に列なりて親く聞たる所なれば、尤も其正確の言たるを信せられざる可からず。然は即ち今日の内閣を未だ顕に政党内閣の標題を掲げずと雖も、既に立憲帝政党に主義を同くするものなり。⁽⁸⁹⁾

と、伊藤らの言質を得ていると述べている。福地は、明治一五年一月八、九、一〇日付の社説「国体論」で、国体についての考えを次のように明らかにしている。

国体とは、内は万世一系の皇統を奉戴して天壤と窮り無く、外は我が国権を拡張して独立建国の実を永世に全くするの義なり、神州の元氣とは、即ち此の国体を保持するを言うなり。⁽⁹⁰⁾

と、国体は万世一系、永遠の皇統を奉戴し、我国の独立を元氣によつて維持することであると述べている。福地の考える漸進主義は、地方自治から始まった。その根底にあるものは、国家の安定であり、欧米列強に対峙する独立であった。国体の考え方は、それらの基盤として考えられていた

といえるだろう。

福地は政体と国体とを分け、日本の「万世一系の皇統」を奉戴する国体は、我国開闢以来変節せず、政体のみが「上世政体」、「中世政体」、「幕府政体」、「明治政体」、と時運の進動に応じて変遷したと論じている。福地によれば、欧州各国は、政体あつて国体なく、君主制から共和制へ、あるいは貴族制へと変遷しているという。こうしたことを理解せず今の日本では、外国の理論になじんでしまった者が、政体あるを知って不動の国体あることを知らない、と福地は嘆いた。そして、それ故に弊害が生じ、過激な政治運動が起きている。一方で、守旧派のように「古道」を主張する者については、国体あるを知って政体の発展を理解せず、頑迷であると福地は説いた。⁽⁹³⁾

こうして立憲帝政党は、公にされていない政府の政治姿勢を明らかにし、それを支持する政党であると主張した。さらに、福地は東京日日新聞を立憲帝政党の機関紙としたのである。その中心となる漸進主義の思想は長州閥指導者と連携し、そして万世一系の皇統を奉戴する国体を中心概念に掲げたのである。

第三節 立憲帝政党解散と超然主義

立憲帝政党は、政府、とりわけ長州閥指導者と同一の主義を執り、急進的民権論と対立して結成され、党勢の拡大を図った。⁽⁹⁴⁾しかし、福地の周囲は、立憲帝政党が困難な状況にあると見ていた。そうした状況は、福地が連携していた長州閥の中心である伊藤博文に伝えられている。伊藤は、立憲帝政党結成時の明治一五年三月に、憲法調査のために渡欧しているが、欧州滞在中の伊藤に宛てた複数の書簡が福地の動静を伝えている。

その一つが明治一五年四月六日付伊藤博文宛井上毅書簡⁽⁹⁵⁾である。「先日福地等より政党之事に付、政府諸公を首領とし度内願申立候に付」と、福地等から政府諸公が立憲帝政党の首領になることを要請されたことに触れている。井上は、「此事不容易と存し而参照之為め李国之事尋問候処、ロイスレル氏答議如別紙有之、右奉供覽候」と、ドイツ人ロイスレルからの李国の状況を伊藤に報告している。加えて、在官者の演説を福地が要請したが、井上は立憲帝政党と距離を置き、将来の関係を慎重にすべきであると考えていることを記している。

また、明治一五年五月の中井弘（薩摩閥）発伊藤宛書簡⁽⁹⁶⁾がある。「東京府下も議員は総て改進に圧せられ、福地も

終に来年の撰に失敗除名せられたり」と、改進黨の勢力拡大を伝えるとともに、福地が東京府会議員の選挙に落選したことを伝えている。更に、「日報、東洋、明治日報の如き政府を翼賛する新聞ありと雖も、福地の外筆舌の力甚だ微弱なれば」と、政府系新聞が微力であるとして、政府の考え方についての国民の誤解を解くに止めることに役割を限定した新聞の発行案を具申ししている。

加えて、中井弘は、明治一五年一二月六日付伊藤宛書簡⁽⁹⁷⁾で各政党の状況を伝えている。「福地も筆は上手なれ共、又多人数を統轄するの才力なければ、只議論上で先つ上出来と可申」と、福地の文才を評価しつつも、指導者としての無能を挙げ、「福沢は依然中間に立、当時福地等と筆戦いたし居候。しかし、筆は福地に不及、福地に次く者は古沢なり。是も福地同様な人物に致方なきもの故社会に名望なしと雖も、日本の新聞は先つ如此ものと明らめ可申歟」と、福沢論吉、福地、古沢滋の三人のジャーナリストに対して冷淡な見方を伝えている。

長州閥の山田顕義の明治一五年六月一七日付伊藤宛書簡⁽⁹⁸⁾では、「人民軽躁の弊は日一日より甚く、自由、改進黨を抜目なく事々物々に着手致し」と、自由党、改進黨の攻勢を伝えている。更に、「福地、丸山、水野輩は至て勉強尽

力致居候へ共、主領のなきと新聞の売れぬには皆困却致居候」と、福地、丸山作楽、水野寅次郎らが、統率者を欠き、新聞も人気を得ていないという実情を報告している。

日報社の末松謙澄は、福地の紹介で伊藤の知遇を得、明治一五年からケンブリッジ大学に留学していた。明治一五年五月一二日付伊藤宛書簡⁽⁹⁹⁾で末松は、「扱今般御渡洋に付ては福地氏より懇々之来書あり、小子東帰を促し来り、猶委細は閣下の熟知する所なれば閣下より承るべしとの事に御座候」と、福地が末松の帰国、助力を求めていたことが書かれている。末松は熟考の末に、「不本意ながら其需に応し難く其趣可及返答と存居候」と、断ることを仲介者の伊藤に伝えている。

明治一五年六月二六日付伊藤宛書簡⁽¹⁰⁰⁾では、「福地氏は近時余程困難之位地に入込候歟様に相見、氣之毒奉存候」と、福地の苦境を末松は伝えている。さらに、「頃日之論説を閲すればや、一方に傾き過候歟と被思候事も有之、何卒從來之名望を損せざるやう希望に不堪候」と、福地の新聞経営が親政府に傾きすぎていることを気に掛けていた。

以上から、立憲帝政党と東京日日新聞が苦戦していることを窺うことができる。加えて、福地らには党の統率者として、政府指導者の就任が必要だったのである。一方、井

上毅や中井弘の書簡によれば、立憲帝政党や東京日日新聞は、重荷になっていることが分かる。

「帝政党起仆の事」(「新聞紙実歴」)の中で、福地は党結成を軽率に進めたことを反省している。「余は既に急進論民主説を敵として新聞紙文壇に争ふ以上は、敵にして演せば我も亦演説すべし、政党を組織せば我も亦政党を組織すべし、我主義の為には一歩も譲る所あるべからずとて、乃ち丸山、水野の両氏に詢り、東京に於て立憲帝政党を組織し」と、自由党、改進黨に對抗して、立憲帝政党を結成したことが再確認される。国会開設において政党間の争いが決め手になると認識していたのである。しかし、党結成は、「内閣の意向をも察せずして軽忽に事を挙げたるの過なり」と、誤りであったことを認めている。

福地らの立憲帝政党結成の動きを伊藤は知っていたであろう。また、伊藤は欧州において、先に挙げた書簡等から福地や立憲帝政党の状況を知っていた。明治一六年八月、伊藤が帰国すると、翌九月に立憲帝政党は解散に至った。同じく「帝政党起仆の事」には次のように回顧されている。

然るに政府に於ては、此帝政党を世間にて政府党と認めたるを憂ひられたるにや内閣は政党の外に超然たる者なれば、足下等の政党組織は政府の意に非ず、但速

に解散するを是なりとす、若し其党を維持するに於ては政府は足下等の同行を謝絶すべしとの内意を伝へられたり。

と、前述の通り、政府は立憲帝政党に距離を置いた。それにもかかわらず、政府は同党を放任せず、速やかに解散すべしとの内意を伝えたのであった。

結局、明治一六年九月二四日、立憲帝政党は解散に追い込まれた。一方、官報は同年七月に既に創刊されていた。福地は世間の信用を失い、主筆である東京日日新聞も下降傾向を辿ることとなった。同紙九月二五日付に、立憲帝政党の解散を伝える広告が、わずか三行で掲載された。

東京結合の立憲帝政党を解

散す

九月廿四日 立憲帝政党

福地は解散の前月末、明治一六年八月三〇日付の社説「進歩の程度に太しき逕庭ある可からず」を出している。その社説は、文明進歩に対する福地の基本的な思想を良く表した文章といえるだろう。隋唐の文化文物を日本に移植した例を挙げ、治者と被治者との文明理解の乖離から、制度が

うまく機能しなかったと、次のように論じている。

徐に一般人民の政治思想を養成せしめ純粹の政理を理
会せしむるを得ば、治者専横ならんと欲するも得べか
らず、論者急躁ならんと欲するも亦得べからず、政治
益々改良の途に就き、文明益々進歩の程度を高くする
に至らん。⁽¹⁸⁾

と、一般人民に緩やかに政治思想を養成して政治を理解さ
せれば、政治は専横にも過激にもならない。これにより、
政治は改良の途に就き、文明は益々進歩すると論じている。
依然として漸進主義の思想が保持されているといえる。

おわりに

本稿は、東京日日新聞の社説を中心として考察すること
で、福地桜痴の漸進主義思想の変遷を明らかにした。

漸進主義思想の第一期は、福地が東京日日新聞の主筆と
なる明治七年一月から三新法成立の明治一年七月まで
として考察した。木戸孝允が漸進主義の首唱であると、福
地自身が認めていることが本稿で確認された。つまり、福
地は木戸の考え方を知り、それに賛同して福地の思想の
基礎としたのである。福地の思想の基本は、「国家の安定」
であり、西洋文明に対して日本の文明を進歩させ、日本の

独立を守ることであった。「国家の安定」の為には、人口
の大部分を占めて、一家の生計を立てるといふ義務がある
「平民」の気力育成が必要と、福地が考えていたことを指
摘した。

福地は、文明開化には「有形開化」と「無形開化」があ
るとして、何より「無形開化」が日本に要ると考えていた。
そのためには、「愛国の育成」と「地方自治の義務」が欠
かせないとした。更に、自由の精神は参政の自由もさるこ
とながら、身体、人文の自由の伸張が肝要と、福地は考え
ていたのである。

士族による民権運動の主唱には、アンチガバメント（反
政府）感情が混在していると述べている。民権論者が唱え
る国会開設は時期尚早で、平民の中に「自治の精神」を育
成することが先に必要であると福地は考えた。中央集権と
地方分権の適度な均衡が、日本の進歩と独立維持に適して
いると説いている。こうした点が、この時期の漸進主義思
想であったことを、本稿で明らかにした。

第二期の漸進主義思想は、三新法成立後から明治一四年
一〇月の政変までとして考察した。この時期に至ると、漸
進主義の思想は、保守精神を回復し、「愛国」の中心とし
て「天皇」が初めて登場する。民権運動が過激となり、国

家の不安定化を恐れ、漸進主義の思想は、西洋文明の移植に対して日本の独自性を「万世一系の皇統」に求めたのである。「皇統を万世無窮に奉戴すること」が日本の独自性であるとして、民権の代りに「王道の顕彰」を福地は主張した。本稿は、福地が日本の独自性を皇統に求め、福地において皇統と民権が漸進主義の中で融合していったことを明らかにした。

一方、この時期の後半である明治一四年に、福地は寡人政治、すなわち藩閥指導者による政権の寡占への反発から、急速に過激な民権運動と結びついた。「自由政党の大主義」という福地の思想転換を本稿で指摘した。

第三期の漸進主義思想は、明治一四年政変から、立憲帝政党を結成し、その解散に至る明治一六年九月までとして考察した。この時期に至ると、漸進主義は、主権が天皇にあるとして、皇統の奉戴が理論として発展する。「政体」と区別して、天皇を中心とする「国体」の概念を生み出したのである。漸進主義は、共和政体でも英国型立憲君主制でもない、日本固有の天皇を主権者とする立憲君主制を唱えたことを明らかにした。太平洋戦争終結まで続くことになる国体思想が、福地において初めてこの時期に現れたと考える。

福地は政党の時代を先取りして、立憲帝政党を結成した。しかし、伊藤博文を中心とする政府が、超然主義の方針を執ると、福地の政党活動は挫折したのである。この背景として、伊藤を取り巻く人々が、福地や立憲帝政党をこの時期にどのように見ていたかを、伊藤への書簡等で明らかにした。

坂本多加雄は、福地を御用記者とする単純な評価に反対して、福地の政治思想の特徴を見出し出している⁽¹⁰⁾。しかしながら、福地の思想の変遷が十分に言及されていない。福地の漸進主義は当初から完成したものでなく、時代とともに変遷したのである。平民を中心とした「愛国の育成」と「地方自治の義務」が欠かせないという当初の考え方から、「万世一系の皇統の奉戴」という日本の独自性へと進化した。そして、政治思想として「国体」という概念を生み出し、立憲君主制の基本思想に結実したといえる。

註

- (1) 柳田泉『福地桜痴』（吉川弘文館、一九六五年）。
- (2) 小山文雄『明治の異才福地桜痴』（中公新書、一九八四年）。
- (3) 坂本多加雄『福地源一郎の政治思想』『思想』六五七（岩

波書店、一九七九年三月)。

- (4) 前掲小山『明治の異才福地桜痴』二一六頁。
- (5) 福地桜痴「旧友福澤諭吉君を哭す」、明治三四年二月五日付日出国新聞(時事論集)『福地桜痴集』(筑摩書房、一九六六年)、四〇三―四〇四頁)。なお、本稿において史料を引用する際には、カタカナは平仮名に統一した。句読点がない場合には、適宜それらを付した。旧漢字は適宜新漢字に改めた。
- (6) 「吾曹」の他に、明治七、八年頃は、「我曹」という表現もある。本稿では「我曹」も福地の論説と考えた。
- (7) 「町村会の速行并に国会開設に関する意見書」『木戸孝允文書』第八(日本史籍協会、一九二九―三一年)、一六五頁。
- (8) 同右。
- (9) 「内政充実・地租軽減に関する建言書(同右、一七七頁)。
- (10) 同右。
- (11) 前掲柳田『福地桜痴』。
- (12) 福地桜痴「懐往事談」(『福地桜痴集』(筑摩書房、一九六六年)、二六四頁)。
- (13) 同右「新聞紙を知得て欣喜の情を起こしたる事」『新聞紙実歴』(同右、一九六六年、三二五頁)。
- (14) 同右「漸進主義を執たる事」『新聞紙実歴』(同右、三二九頁)。
- (15) 同右「再び新聞記者たるの念を起したる事」『新聞紙実歴』(同右、三二七―三二八頁)。
- (16) 同右。
- (17) 明治一〇年六月四日付東京日日新聞。
- (18) 福地桜痴「漸進主義を執たる事」『新聞紙実歴』(前掲『福地桜痴集』、三一九―三三〇頁)。
- (19) 明治七年二月六日付東京日日新聞。
- (20) 明治八年一月六日付同右。
- (21) 同右。
- (22) 明治七年二月二日付同右。
- (23) 同右。
- (24) 同右。
- (25) 明治八年四月二七日付同右。
- (26) 明治八年四月一五日付同右。
- (27) 明治七年二月二日付同右。
- (28) 明治八年四月八日付同右。
- (29) 同右。
- (30) 明治八年九月一六日付同右。
- (31) 同右。
- (32) 明治八年一月六日付同右。
- (33) 明治八年三月二三日付同右。
- (34) 同右。
- (35) 明治八年三月二七日付同右。
- (36) 明治八年一月八日付同右。
- (37) 明治八年一月二〇日付同右。
- (38) 明治九年一月二〇日付同右。

- (39) 明治八年八月一〇日付同右。
 (40) 明治八年八月一八日付同右。
 (41) 明治八年七月三〇日付同右。
 (42) 「漸進主義」明治十二年一月二一日付同右。
 (43) 「明治十一年記事本末」明治十二年一月四日付同右。
 (44) 「漸進主義」明治十二年一月一七日付同右。
 (45) 「漸進主義」明治十二年一月二二日付同右。
 (46) 同右。
 (47) 同右。
 (48) 「皇統を万世無窮に奉戴するの議」明治十二年三月一三日付同右。
 (49) 「民権は王道たるの論」明治十三年三月二七日付同右。
 (50) 同右。
 (51) 同右。
 (52) 「名実弁」明治十三年四月一日付同右。
 (53) 「国憲制定は漸進の主義」明治十三年三月一八日付同右。
 (54) 同右。
 (55) 福地桜痴「新聞営業に利益ありし事」『新聞紙実歴』（前掲『福地桜痴集』、三三四頁）。
 (56) 「開拓使のこと怪しむに足りず」明治十四年八月一日付東京日日新聞。
 (57) 「開拓使官有物の処分併て財政を論ず」明治十四年八月三〇日付同右。
 (58) 同右。
- (59) 「内閣責任」明治十四年九月一六日付同右。
 (60) 「内閣の情実」明治十四年九月二四日付同右。
 (61) 「自由政党の大主義」明治十四年九月二一日付同右。
 (62) 同右。
 (63) 「太政官記事印行御用を辞するの主意」明治十四年九月三〇日付同右。
 (64) 同右。
 (65) 佐々木隆『日本の近代一四 メディアと権力』（中央公論新社、一九九九年）、八六頁。
 (66) 福地桜痴「内閣諸公と疎遠なりし事」『新聞紙実歴』（前掲『福地桜痴集』、三三五―三三六頁）。
 (67) 福地桜痴「日報社の組織を変更したる事」『新聞紙実歴』（同右、三三六―三三七頁）。
 (68) 同右。
 (69) 同右。
 (70) 同右。
 (71) 同右。
 (72) 「皇極論」明治十四年一月二日付東京日日新聞。
 (73) 同右。
 (74) 「民極論」明治十四年一月五日付同右。
 (75) 「皇極民極余論」明治十四年一月八日付同右。
 (76) 同右。
 (77) 同右。
 (78) 同右。

(79) 福地桜痴「主権論苦戦の事」『新聞紙実歴』（前掲『福地桜痴集』、三三八―三三九頁）。

(80) 同右。

(81) 同右。

(82) 「主権論余言」明治一五年二月二四日付東京日日新聞。

(83) 前掲佐々木隆書、八〇―八一頁。

(84) 「日報社の組織を明にす」明治一四年二月二〇日付東京日日新聞。

(85) 「反对政党に望む」明治一五年一〇月四日付同右。

(86) 「政党を区別す」明治一四年一二月二八日付同右。

(87) 「立憲帝政党」明治一五年三月二〇日付同右。

(88) 同右。

(89) 「三月廿一日新富座に於て演説」明治一五年三月二四日付同右。

(90) 「立憲帝政党議綱領を読む」明治一五年三月二五日付同右。

(91) 「国体論」明治一五年一月八、九、一〇日付同右。

(92) 同右。

(93) 同右。

(94) 福地桜痴「帝政党起仆の事」『新聞紙実歴』（前掲『福地桜痴集』、三三七―三三八頁）。

(95) 明治一五年四月六日付伊藤博文宛井上毅書簡、伊藤博文関係文書研究会『伊藤博文関係文書』一（搞書房、一九七三年）、三二七頁。以下、同文書を『伊藤博文関係文書』と略記し、差出人と該当巻数、頁のみを記す。

(96) 明治一五年五月日不明付中井弘書簡、『伊藤博文関係文書』六二―二五五―二五六頁。

(97) 明治一五年一二月六日付同右、『伊藤博文関係文書』六、二六六―二七〇頁。

(98) 明治一五年六月一七日付山田顕義書簡、『伊藤博文関係文書』八、一五八―一五九頁。

(99) 佐々木隆『伊藤博文の情報戦略』（中公新書、一九九九年）、四七頁。

(100) 明治一五年五月一二日付末松謙澄書簡、『伊藤博文関係文書』五、三六七頁。

(101) 明治一五年六月二六日付同右、『伊藤博文関係文書』五、三七三頁。

(102) 前掲、福地桜痴「帝政党起仆の事」。

(103) 同右。

(104) 同右。

(105) 同右。

(106) 同右。

(107) 明治一六年九月二五日付東京日日新聞。

(108) 「進歩の程度に太しき選庭ある可からず」明治一六年八月三一日付同右。

(109) 同右。

(110) 前掲坂本「福地源一郎の政治思想」。